ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に寄附先の自治体で特例の申請手続きを行うことにより、確定申告の手続きをすることなく、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除される、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続簡素化のための特例制度です。

◆ワンストップ特例制度にかかる留意事項

- (1) ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にご記入の上、ふるさと納税先自治体へ提出することが必要です。
- (2) 転居による住所変更など、申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」をふるさと納税先自治体へ提出する必要があります。(変更届出書については、当市ホームページから様式をダウンロードし、郵送によりご提出ください。) 当市ホームページ URL: https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/shisei/gienkin/furusato-nozei/
- (3) 5団体を超える自治体へのふるさと納税をした方、又は、確定申告を行う方が控除を受けるためには、引き続き確定申告書への記載が必要です。
- (4) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。
- ※ワンストップ特例制度の申請を希望される方は同封の申請書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒郵送により提出をお願いいたします。(押印必須)

◆マイナンバー(個人番号)の提供について

番号法の施行(マイナンバー導入)に伴い、[個人番号確認の書類]と[本人確認の書類]のコピーを「寄附金税額控除に係る申告特例申請」と一緒に郵送することが必須になりました。

【同封いただく書類】

	[個人番号カード]	[通知カード]	[個人番号カード]・[通知カード] のどちらも無い人		
	を持っている人	を持っている人			
個人番号	個人番号カード	通知カードのコピー	個人番号が記載された住民票の		
確認の書類	の[裏面]のコピー		コピー		
本人確認の	個人番号カード	下記いずれかの身分証のコピー	下記いずれかの身分証のコピー		
書類	の[表面]のコピー	・運転免許証	・運転免許証		
		・運転経歴証明書	・運転経歴証明書		
		・旅券(パスポート)	・旅券(パスポート)		
		・身体障害者手帳	・身体障害者手帳		
		・精神障害者保健福祉手帳	・精神障害者保健福祉手帳		
		・療育手帳	・療育手帳		
		・在留カード	・在留カード		
		・特別永住者証明書	・特別永住者証明書		
		※写真が表示され、氏名、生年月	※写真が表示され、氏名、生年月		
		日または住所が確認できるよう	日または住所が確認できるよう		
		にコピーする。	にコピーする。		

◆寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ申請書)送付について

必要事項をご記入のうえ、寄附をした翌年の1月10日必着にてご返送ください。

寄附金控除に係る申告特例申請書の記入例 (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

【注意事項】

「E」「F」のチェックに該当しない方は、ワンストップ特例制度の要件を満たしませんので、この特例申請書は提出せず、必ず確定申告または住民税申告でふるさと納税客附金の申告を行ってください。

A.寄附された元号・年が記載 されているかご確認ください。	1/2 - 1			※ご提出期限:翌年1月10日(必着)			
年 寄附分	市町村民税 寄附金道府県民税		特例申請書		第 五		
年月	日	整理番号			十 五		
殿		フリガナ					
住所		氏 名			の		
		個人番号			五 ▼様		
電話番号		生年月日			C.個人番号(マイナンバー)		
「個人番号」欄には、	あなたの個人番号(行政手続に する個人番号をいう。)を記載	おける特定の個人を識別す	ころための番号の利用	等に関する	を記入してください。		
税額控除に係る申告の特値を記載してください。 (注1) 上記に記載した項変更届出書を打り、項変更届出書を打り、 申告の特例の対対のに該当するのでは、同号に寄附金税額控除で、市町村民税・道が	ひ.奇剛された半月ロる	。)の適用を受けようとする 告特例対象年の翌年の1月 た者が、地方税法附則第7 支出した全ての寄附金(同申告の特例の適用は受ける 高附金税額控除に関する 金額をご確認ください。	「るときは、下の欄に 引10日までに、申告報 7条第6項(第13項) 引項第4号に該当する られなくなります。そ	必要な事項 ・例申請事 各号のい 場合に の場合に	第 二 条 の 四 関 係) ★E・Fどちらも該当する 場合のみ、ワンストップ 特例の申請が可能です。		
する場合、それぞれ下	用に関する事項 受けるための申請は、①及び の欄の□にチェックをしてく; 条第1項(第8項)に規定	ださい。		及び②に該当	E.確定申告(または住民 税申告)をしない方は チェックしてください。		
(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税に申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者							
② 地方税法附則第7	条第2項 (第9項) に規定 第7条第2項 (第9項) に規定	する要件に該当する者で	·ある	□ □	F.寄附先の団体が1年間(1月1日~12月31日)で <u>5団体以内</u> であればチェックしてください。		
されているかご確認ください。	57 宋第2頃(第9頃)に焼たり 2月31日の間に申告の特例の適月 ぎをいいます。				(寄附回数ではなく、寄附先の数)		
·	 (切り取らないで [、]	(ださい。)					
年 寄附分							
住 所	道府県民税		受付日付	帥			
氏 名		殿			G.正しい内容が記載されている かご確認ください。		
							